

## 電子申告は時代の流れ—その手続きは？

電子申告の普及が進んでいます。国税庁や税務署の普及促進活動が功を奏していること、また、システム自体も使いやすくなってきたことが、その要因です。この流れはさらに加速され、いずれは申告や納税、届出などがすべて電子化されることは間違いありません。

### 1. そもそも電子申告とはどういうものか？

電子申告とは、法人税、消費税、所得税などの国税について、インターネット等を利用して電子的に手続きが行えるシステムです。電子申告というので、申告だけを行なえるものと思われがちですが、**実は納税や各種申請・届出なども電子的に行なうことができます。**むしろ利用件数も納税などの方が多く、会社の経理で利用するのであれば、まずは納税の手続きから電子で行なうのが良いのかと思います。また、電子納税証明書なども取ることができますので、これも借入金等の手続きなどには便利かと思えます。

### 2. 実際に電子申告している会社は多いのか？

表1 電子申告の利用件数（国税庁資料抜粋）（単位：件）

年度	法人税	消費税(法人)	納付手続
20年度	982,505	1,118,060	1,301,227
19年度	510,626	580,928	730,328
18年度	100,857	117,193	211,253

※ 年度は、4月から翌年3月まで

電子申告の利用件数は、表1のとおり年々伸びてきています。特に平成20年度は、昨年度の数字を全体で61%増と大幅に上回っています。表1の件数は中間申告や修正申告なども含んでいるため、法人の数とイコールではありませんが、**全国300万法人ある中で100万件を突破する数はかなりの割合と言えるのではないのでしょうか？**

いずれにせよ、皆様方もこの流れに乗り遅れないよう、準備をしておくところからやっていくのが良いかと思えます。電子申告は開始届を出したからと言って必ず電子で申告しなくてはいけないのではなく、源泉所得税の納税など身近なところからやれば良いのですから。

### 3. 電子申告にはどんなメリットがあるのか？

まずは申告書や届出書などの提出を、税務署まで行かなくてもできることです。もちろん、今までも郵送でもできましたが、パソコン上で紙を出力することもなく、瞬時に提出できてしまうことが最大のメリットです。

また、受付時間は通常は夜9時（個人の確定申告時期は、24 時間対応）までですので、勤務時間中はほぼいつでも提出できることとなります。さらに、**電子で納税を行なうことにより、銀行に行かずとも納税を済ませることができます**。各種の支払いはE Bやインターネットで済ませることができるのに、源泉所得税や法人税、消費税の納税だけは銀行に行かなければならない、という方は多いのではないのでしょうか？それが、電子申告を使えば、自分のデスクで納税が済んでしまいます。

さらに、最近では大手金融機関が行なうサービスとして、**電子申告データを利用した融資制度**も出てきています。電子申告した申告書データ、納税証明データを銀行の「Web 申告データ受付サービス」を利用して送信することで、手続きがスムーズに行なえると共に、通常よりも有利な金利で融資を受けることができます。電子申告データはバックされていますので、改ざんができないという点で銀行からの信用も高まるのですね。このような制度は今後いろいろ出てくるのではないかと思います。

#### 4. 通常の申告と比べて面倒なのでは？

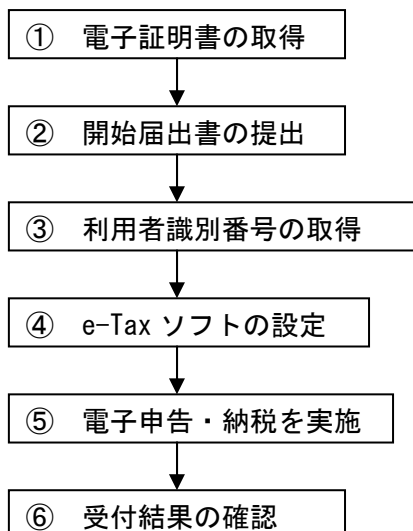
世の中の流れは電子申告に向かっているし、メリットもありそうなので導入しようかな、と思っても、新しいことをはじめるのは面倒、と思ってしまう方が多いかも知れません。

ただ、会社で電子申告を始める場合は、申告の部分はほとんど税理士・会計事務所に頼んでいるのではないかと、思います。ですので、皆様が電子申告をしようと思えば、まずは税理士・会計事務所と一緒に進めていくのが良いかと思います。**会社の方では、申告以外の届出や納税、納税証明書などから電子申告を使えばいいのです**。法定調書なども電子申告で行なうことができます。

#### 5. 電子申告はどんな手順で進めるのか？

では、いよいよ電子申告をどのように進めていくのか解説したいと思います。電子申告は、表2のような手順で進めていきます。

表2 電子申告の進め方



### ①電子証明書の取得

電子申告は、インターネットを利用してデータのやり取りをするため、**免許証やパスポートのような本人確認の役割を果たすもの**として、電子証明書が必要になります。この電子証明書や電子署名を活用して、データの作成者が誰であるか、そのデータが改ざんされていないか、などを確認することになります。

電子証明書は、発行機関によっていくつもの種類がありますが、**最もポピュラーなもの**は代表者の「**住基カード**」（**ICカード**）を利用するものです。これは、代表者がお住まいの市区町村役所で発行されます。

また、法人の商業登記を利用した電子証明書などもあります。こちらは御社の管轄登記所（指定を受けた登記所）で発行されます。なお、ICカードの電子証明書を使う場合は、ICカードリーダーライターが必要になります。それ以外の電子証明書の場合は、専用ソフトが必要になる場合があります。

### ②開始届出書の提出 ③利用者識別番号の取得

電子申告を始めるためには、「**電子申告・納税等開始届出書**」を税務署に提出する必要があります。これは書面でもオンラインでも提出することができますが、オンラインで提出するのが絶対的にいいでしょう。**オンラインで提出すれば、即座に「利用者識別番号」を取得することができる**からです。書面で提出した場合は、「利用者識別番号」を取得するのに10日から25日も時間がかかってしまいます。これでは、なかなか電子申告を始めることができません。

また、この開始届は納税者に代わって、税理士が行なうこともできます。電子申告を早くスムーズにやろうと思えば、まずは税理士に開始届および利用者識別番号の取得を依頼してしまうことです。税理士に依頼すれば、①の電子証明書もとりあえずは税理士のものを使い、その後、御社でも電子証明書を取得していけばいいのです。これが最も早い電子申告のスタートの切り方です。

### ④e-Tax（電子申告）ソフトの設定

電子申告を実際に行なうには、担当者のパソコンにe-Tax対応ソフトの設定を行なう必要があります。e-Tax対応ソフトは、市販の会計ソフトや税務申告ソフトなどを活用することもできますし、国税庁のe-Taxソフトをダウンロードして活用することもできます。どのソフトを使うかなどは、既に電子申告をやられている方の意見を聞くのが最適です。基本的には顧問税理士に相談するのが良いでしょう。

### ⑤電子申告・納税を実施

電子申告は上記のe-Taxソフト等を利用して行なうことになります。国税庁のe-Taxソフトには、法人税の申告書、各種別表をはじめ、決算報告書、科目内訳書、概況書など、

税務署に提出するものはほぼすべて揃っています。

ただし、今まで独自にエクセルで作っていた科目内訳書などは電子申告に使うことはできません。申告書データの入力が終わったら、利用者識別番号および暗証番号を入力して申告データを送信することになります。いずれにせよ、申告に関しては税理士の方で行なうことが多いでしょうから、この部分はあまり会社がやることはないかと思います。ただし、その際でも会計ソフトのデータや科目内訳のデータを、どのように分担して作成するか、やり取りをどのようにするか、良く打合せしておく必要があります。

電子納税の方は、皆様がやることになります。電子納税には次の3種類があります。

#### 1. 登録方式による納税手続き

登録方式では、全税目の納税が可能です。また、本税に加えて、加算税や延滞税等についても電子納税が可能です。

#### 2. 入力方式による納税手続き

入力方式では、申告所得税、法人税および消費税の3税目の納付を行なうことができます。

#### 3. 源泉所得税の納付手続き

徴収高計算書（納付書）を作成して、源泉所得税の納付を行なうことができます。

なお、各電子納税の詳細は、後記の e-Tax のホームページで確認してください。

### ⑥ 受付結果の確認

電子申告は、書面の申告と違って税務署の收受印がありませんので、本当に申告ができたのかどうか不安になります。これを確認するために、**まずは即時通知**が行なわれます。正常に受信されたかどうかの判定、受付番号、受付日時、受付ファイル名および送信者の利用者識別番号を送信者のパソコン画面上に表示します。ただし、即時通知は再表示されないため、保存または印刷を行なっておくことが大事です。

また、**納税者ごとに「メッセージボックス」**が用意されており、そこでも受付結果を確認することができます。即時通知後しばらくして、送信データの審査結果がメッセージボックスに格納されるので、ある程度時間をおいてから、再度 e-Tax にログインして審査結果（受信通知）を確認することになります。

この「メッセージボックス」には、受信通知のほか、申告に当たっての注意事項、予定納税額・中間申告分の税額等を表示したメッセージや、電子納税証明書のデータ等があります。

## 6. はじめて電子申告するのに気をつけておくことは？

以上で、電子申告の大きな流れは把握していただいたかと思います。これらの詳細については、是非、国税庁の e-Tax ホームページを参照してください。とても詳しく書かれていますし、そのホームページから開始届をオンラインで提出することなどもできます。

⇒ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

電子申告を利用するにあたっては、次のようにセキュリティには特に気をつけておく必要があります。

- ・ 電子証明書、ICカードの管理をどのように行なうか。
- ・ 利用者識別番号や暗証番号を、担当者が変わってもわかるようにしておくこと。
- ・ 暗証番号などは、e-Tax の受付システムで変更することができるので、必要に応じて変更すること。
- ・ 申告書の保管について、データと書面でどのように保管しておくか決めること。
- ・ 送信履歴などを管理しておくとともに、データのバックアップを万全に行なうこと。

などです。

今後、さらに環境が整備されたり、地方税の電子申告（eLTAX エルタックス）の足並みも揃ってくれば、一気に普及する可能性があります。そのためにも、今から導入に向けて是非、準備をしていただければと思います。

東京メトロポリタン税理士法人  
代表社員 北岡 修一